

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	國分 琢治
登録番号又は法人番号	98086940
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所所在地	東京都港区六本木6-15-1 けやき坂テラス6階
処分年月日	令和2年11月25日（理事会決議日）
処分内容（種類）	2年の会員の権利の停止 （東京都行政書士会会則第23条第1項第2号）
上記処分をした理由	<p>被処分者が、入管法施行規則が定める外国人出頭免除規定に違反する（本人からの依頼を受けた者でない）申請取次業務を、他の会員（依頼人ではない第三者）より数件受任し行ったことは、本人からの供述並びに各種証拠書類から、疑いの余地は無く、後述する行政書士法や東京都行政書士会会則等に違反していることは明白である。</p> <p>第三者を介した申請取次業務を数件に渡って行ったことは許されることなく、事実上運び屋と化していたことは、申請取次制度の根幹を揺るがす極めて悪質な行為であり、本来ならば最大級の処分を答申するのが相当である。</p> <p>しかしながら、率直に違反・違背行為を認めたこと等を考慮し、上記の処分を科すこととする。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<ul style="list-style-type: none"> 一 行政書士法第10条違反（信用または品位を害する行為） 二 行政書士法第13条違反（会則の遵守義務） 三 東京都行政書士会会則第18条第1項違反（会員の責務等違反） 四 東京都行政書士会申請取次業務適正化委員会規則第8条第1項第1号違反（誓約書に違背）